

第5回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年11月28日(火) 午後2時00分～午後3時20分

2 開催の場所 松江市役所 西棟5階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第34号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第36号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第8号 会長専決処分の報告

報告第9号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (欠)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	松浦 孝	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	会計年度任用職員	石原 浩

6 会議内容

議長 定刻になりました。総会に入る前に、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。

（三島会長）

事務局 それでは、議事に入る前に議案の削除がございます。議案 11 ページ、農地法第 5 条許可、番号 80 番の案件について申請者から取下げの申し入れがありましたので削除します。番号 80 番は欠番となります。続いて、13 ページ番号 85「八雲町平原●●●番●」及び番号 86「八雲町平原●●●番●」です。いずれの土地も地目は田ですが、所有者は松江市長であり、公共用道路敷地と確認できました。許可不要な案件なので削除するものです。事務局からの説明は以上になります。

議長 それでは、ただ今から第 5 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、13 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19 名のうち、18 人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。9 番委員、10 番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事をお願いします。

事務局 それでは、議事にはいります。議第 32 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは、議第 32 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページと併せて農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 8 件 18 筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、41 番の案件についてご説明いたします。申請は、野原町の畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、共有持ち分を譲り渡すためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、持ち分を譲り受け自作地として耕作するためです。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 42 番の案件についてご説明いたします。申請は、竹矢町の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は自宅から遠く、耕作できないためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は、自宅から近く、耕作に便利なためです。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を購入予定で、取得後は、野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 43 番の案件についてご説明します。申請は竹矢町の畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、管理機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 44 番の案件について説明します。申請は乃白町の田 2 筆、畑 4 筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情のためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稲と野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に

事務局

記載のとおりです。

次に45番の案件について、ご説明します。申請は乃白町の田5筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、家庭の事情のためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に46番の案件について説明します。申請は美保関町千酌の田2筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、相続人不在のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に47番の案件について説明します。申請は美保関町雲津の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は自宅から遠く、管理ができないためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は自宅から近く、耕作に便利のためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機、散布機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜、花木、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に48番の案件について説明します。申請は八雲町東岩坂の現況畑の田1筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は自宅から近く、耕作に便利のためです。受人の世帯は、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 7 番 委 員

長 員

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議

長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようでございますので、採決いたします。議第32号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

長

ご異議なしということですので、議第32号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

局

議第33号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の5ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、4条25番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町上講武の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区

事 務 局	局	<p>分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地の移転です。2,343 m²の内 31 m²、所要面積も同様の 31 m²です。事業計画ですが、申請地に墓地を移転するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に 4 条 26 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 5 年 9 月 11 日付で農振除外内済みです。転用目的は、個人住宅の建設です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 214 m²、所要面積も同様の 214 m²です。事業計画は、申請地に分家住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 7 番 委 員	長 員	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。</p>
議 5 番 委 員 事 務 局	長 員 局	<p>ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>4 条 25 番について、申請手続について参考までに教えていただきたい。</p> <p>申請については開発の際と同様に、農地転用許可がないと墓地経営許可がなされないため同日付で申請を行います。本件は許可処分を受ける前に墓地の土台の工事を着工してしまっていたため一旦工事を止めて、墓地経営許可と農地転用許可の申請を同日付で行ったものになります。</p>
議	長	<p>ほかにご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 33 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件である、番号 25 について、採決いたします。</p> <p>議第 33 号のうち、番号 25 について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 33 号のうち、番号 25 は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 33 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 26 について採決いたします。議第 33 号のうち、番号 26 について、原案とおりに許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 33 号のうち、番号 26 は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第 34 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>議第 34 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて事業計画変更説明資料の 5 ページをご</p>

事 務 局	<p>覧ください。5条事業計画変更5番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和5年7月31日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は西浜佐陀町の1筆で、●●●●工事に伴う残土の仮置き場として使用するため、令和5年12月31日までの一時転用として許可していました。今回、追加工事を受注し引き続き使用するため、一時転用期間を令和6年4月30日までとする事業計画変更申請が提出されたものです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 7 番 委 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>現地調査は行っておりません。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第34号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第34号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第34号は、原案のとおり承認することに決めます。次に議第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議第35号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の9ページと併せて、農地法第5条の説明資料の7ページをご覧ください。</p> <p>初めに、5条77番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年9月11日付で農振除外内済みです。転用目的は、宅地の拡張です。転用面積は126㎡、所要面積も同様の126㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、隣地の宅地を拡張するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条78番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、土砂仮置場です。転用面積は2,820㎡、所要面積も同様の2,820㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年4月30日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、盛土材仮置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条79番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の4筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工用道路です。転用面積は5,817㎡の内940㎡、所要面積も同様の940㎡です。権利の種類は</p>

賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年4月30日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●●工事の施工に伴い、工事用道路として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、78番、79番の案件につきましては、10月より既に一時転用されており、経緯書を提出していただいております。

次に5条81番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は上佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅の建築です。転用面積は119㎡、所要面積も同様の119㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅1棟を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条82番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東生馬町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は現場事務所及び資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,749㎡、所要面積も同様の1,749㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年5月31日までです。事業計画ですが、●●●●●工事に伴い、現場事務所及び資材置場として使用するものです。また、申請地は、令和5年7月31日付で別の借人に対して一時転用許可をしておりますが、この度、前の借人の担当工事が終了し、今回の借人が引き続き現場事務所及び資材置場として使用するものです。農地復元につきましても今回の借人が引き継いで行われます。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条83番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町上講武の2筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事仮設道路及び現場事務所の設置です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は2,016㎡の内570㎡、所要面積も同様の570㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月31日までです。事業計画ですが、●●●●●工事に伴い、仮設道路及び現場事務所として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条84番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の1筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事用道路及び道具小屋等の設置です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は2,308㎡の内63㎡、所要面積は隣接する用悪水路と併せて90㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月21日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●●工事に伴い、工事用道路及び道具小屋敷地として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条85番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所

事務局 は八雲町平原の2筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地及び10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内及び農用地区域外です。転用目的は、工事用道路です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は705㎡の内77㎡、所要面積は隣接する用悪水路と併せて83㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年3月21日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、工事用道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条86番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の2筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事用道路及び休憩小屋等の設置です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,720㎡の内376.5㎡、所要面積も同様の376.5㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年2月5日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、工事用道路及び休憩小屋等の敷地として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議7番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第35号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第35号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第35号について、原案のとおり許可することにより決します。次に議第36号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第36号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

相対契約について、利1、2は本庄地区、更新案件です。利3は鹿島地区、更新案件です。利4は東出雲地区、更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田4,527.00㎡、畑0.00㎡、計4,527.00㎡となります。

転貸契約について、転1～3は大野地区、ほ場整備工事が終わったところの貸し借りになります。所在地の上段カッコ書きは工事の街区番号、下段が登記簿の元地番になります。面積は上段、カッコ書きは工事後の面積、下段が元面積になります。転3～71は西長江のほ場整備区域内農地の貸し借りになります。転72～73は古江地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田205,834.00㎡、

事務局	畑 144.70 m ² 、その他 339.60 m ² 、計 206,318.30 m ² です。
議	以上、ご審議のほど、お願いいたします。
長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議	(なしの声)
長	ないようでございますので、採決いたします。議第 36 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声)
長	ご異議なしということですので、議第 36 号は、原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第 8 号「会長専決処分の報告」及び第 9 号「事務局専決処分の報告」を一括でお願いします。
議	(報告)
長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 5 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。